



宮 監 公 表 第 2 0 号
令 和 3 年 4 月 2 3 日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

河 野 まつ子
荒 木 敏
上 野 悦男
嶋 田 喜代子



定期監査措置状況の公表について

令和2年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
消防局
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和2年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和2年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：消防局)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
【指摘事項】 (総務課) ①令和元年度の行政財産目的外使用許可に係る事務処理について、次のような不備があった。 ア 防災広場整備予定地の支線に係る使用料について、占用料の総額が100円に満たないときは、100円とするとされているにもかかわらず、総額ではない金額を100円として算定し徴収していた。 【正】$30\text{円} \times 1\text{本} + 30\text{円} \times 1\text{本} = 60\text{円} \rightarrow 100\text{円}$ 【誤】$(30\text{円} \times 1\text{本} = 30\text{円} \rightarrow 100\text{円}) + (30\text{円} \times 1\text{本} = 30\text{円} \rightarrow 100\text{円}) = 200\text{円}$ イ 防火水槽用地のアンテナ用コンクリート柱に係る使用料について、「その他の柱類」と「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」として算定すべきところ、「その他のもの」として算定し徴収していた。 【正】$63\text{円} + 1,300\text{円} = 1,363\text{円}$ 【誤】$1,300\text{円} \times 1\text{m}^2 = 1,300\text{円}$	誤って算定した使用料については、相手方に説明の上、それぞれ還付及び追徴を行った。 今後は、行政財産使用料条例や公有財産規則、公有財産取扱い事務説明会資料の内容を再確認するとともに、例年の事務であっても前例踏襲することなく、その都度新たな目で内容を精査するよう努める。

令和3年3月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷

